

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第7区分  
 【発行日】平成27年4月9日(2015.4.9)

【公表番号】特表2014-526427(P2014-526427A)  
 【公表日】平成26年10月6日(2014.10.6)  
 【年通号数】公開・登録公報2014-055  
 【出願番号】特願2014-530284(P2014-530284)  
 【国際特許分類】

B 6 6 B 7/06 (2006.01)

B 6 6 B 7/02 (2006.01)

【F I】

B 6 6 B 7/06 A

B 6 6 B 7/02 J

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月12日(2015.2.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エレベータ昇降路においてガイドレールで案内されて上下に移動するように構成された少なくとも1つのエレベータかごと、ロープもしくはベルトなどの少なくとも2つの懸架部材および転向プーリによって前記エレベータかごを支持するように一部が接続された少なくとも2つの釣合い重りと、少なくとも1つの駆動綱車もしくは同等物を備えた巻上機と、前記懸架部材とは別のロープもしくはチェーンなどの少なくとも2つのトラクション部材とを含み、該トラクション部材は、前記駆動綱車の回転運動を前記エレベータかごおよび釣合い重りの運動に転換するように構成されたエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造において、前記エレベータかごのガイドレールは少なくとも4本あり、これらは、前記エレベータかごに対して互いに対称に前記エレベータ昇降路内に取り付けられていることを特徴とするエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造。

【請求項2】

請求項1に記載のエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造において、前記エレベータかごのガイドレールは、該エレベータかごの奥行方向の中心線および幅方向の中心線に対して対称に配置されていることを特徴とするエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造。

【請求項3】

請求項1または2に記載のエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造において、前記エレベータかごの両側には、該エレベータかごのガイドレールが2本配されていることを特徴とするエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造。

【請求項4】

請求項1、2または3に記載のエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造において、該構造は、2つの実質的に同様の釣合い重りが前記エレベータかごのそれぞれの側に1つつ含み、該釣合い重りは両方とも、2つの別々の懸架部材によって前記エレベータかごに関連して懸架され、該懸架部材は、該エレベータかごの奥行方向の中心線の両側において互いに対称に配置されていることを特徴とするエレベータの懸架構造およびガイドシューの構造。

## 【請求項 5】

請求項 1 ないし 4 のいずれかに記載のエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造において、前記釣合い重りは、前記エレベータかごの奥行方向の中心線および幅方向の中心線のそれぞれの両側において互いに対称に配置されていることを特徴とするエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造。

## 【請求項 6】

請求項 1 ないし 5 のいずれかに記載のエレベータの懸架構造およびガイドシューの構造において、前記エレベータ昇降路の最上部には、それぞれの釣合い重りごとに 2 つの転向プーリが、該釣合い重りの懸架部材ごとに 1 つずつ配されていることを特徴とするエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造。

## 【請求項 7】

請求項 1 ないし 6 のいずれかに記載のエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造において、前記エレベータ昇降路の底部のトラクション部材は、前記エレベータかごの奥行方向の中心線の両側において互いに平行で互いに対称にあり、その距離の少なくとも一部分を走行するように構成されていることを特徴とするエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造。

## 【請求項 8】

請求項 1 ないし 7 のいずれかに記載のエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造において、前記トラクション部材の垂直部分は、前記エレベータかごの幅方向の中心線からの水平距離が互いに対称に配置されていることを特徴とするエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造。

## 【請求項 9】

請求項 1 ないし 8 のいずれかに記載のエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造において、前記釣合い重りは囲いの中に配置され、該囲いの 2 つの壁はガイドレールからなり、該ガイドレールは、前記エレベータかごの奥行方向の中心線の互いに異なる側に配されていることを特徴とするエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造。

## 【請求項 10】

請求項 1 ないし 9 のいずれかに記載のエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造において、前記ガイドレールのうちの少なくとも 1 本は、前記エレベータかごおよび釣合い重り/カウンタウエイトの双方の軌道に共通であることを特徴とするエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造。

## 【請求項 11】

請求項 1 ないし 10 のいずれかに記載のエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造において、前記カウンタウエイトおよび前記エレベータかごにトラクション部材および/または懸架部材を固定する固定点は、該カウンタウエイトもしくはエレベータかごを案内する前記 2 本のガイドレールの間で、これらのうちの少なくとも一方、つまり前記カウンタウエイトまたは前記エレベータかごに対称に配置されていることを特徴とするエレベータの懸架構造およびガイドシュー構造。